

議案第 98 号

石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 戸井田 和 之

提 案 理 由

石岡市固定資産評価審査委員会委員の定数を 6 人から 3 人に改めるため。

石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

石岡市固定資産評価審査委員会条例（平成17年石岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（委員の定数）

第2条 委員の定数は、3人とする。

附 則

この条例は、令和8年12月20日から施行する。